

常勤役員候補者(専務理事及び常務理事)の公募について

一般社団法人 日本ホームヘルス機器協会

一般社団法人日本ホームヘルス機器協会(以下「本協会」という。)は、次により常勤役員候補者(専務理事及び常務理事)を公募いたします。

1 本会の業務概要等

(1) 設立年月日

昭和 48 年 8 月 1 日

(2) 目 的

本協会は、ホームヘルス機器(主として、電子・電気応用の機器であって、家庭においてセルフケアの目的として用いられる家庭用の治療機器並びに健康管理機器及び疾病予防機器をいう。以下同じ。)に関する技術の向上、品質及び安全性の確保、流通及び販売の適正化等を図ることにより、国民の健康の自主的な保持増進とホームヘルス機器産業の健全な発展に寄与し、もって国民福祉の向上に貢献することを目的とする。

(3) 事 業

本協会は、次の事業を行う。

- ① ホームヘルス機器に関する法令、基準等の周知徹底及び行政施策の円滑な実施に関する協力
- ② ホームヘルス機器に関する技術の向上並びに品質、安全性及び有効性の確保のための調査研究
- ③ ホームヘルス機器に関する品質及び安全性の確保のための検査の実施並びに標準化の推進
- ④ ホームヘルス機器に関する適正な広告及び販売のための自主基準の策定
- ⑤ ホームヘルス機器に関する使用及び利用に係る普及及び啓発
- ⑥ ホームヘルス機器に関する使用及び利用に係る相談
- ⑦ ホームヘルス機器に関する技術者、販売従事者等に対する教育研修
- ⑧ ホームヘルス機器に関する統計の作成並びに情報の収集及び提供
- ⑨ ホームヘルス機器に関する内外関係等との交流及び協力
- ⑩ ホームヘルス機器の適正な流通及び秩序ある販売の指導及び確保
- ⑪ 医薬品医療機器等法施行規則第 162 条第 1 項第 1 号に規定する基礎講習及び同規則第 175 条第 2 項に規定する研修
- ⑫ その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 公募する役員候補者

専務理事(常勤役員)候補者 1名

常務理事(常勤役員)候補者 1名

専務理事(常勤役員)候補者及び常務理事(常勤役員)候補者は、当協会の定款に基づき、

- ① 社員総会の決議によって理事を選任する
- ② 理事会の決議によって専務理事及び常務理事を選任する

の手続きを経て専務理事及び常務理事に就任することになります。

総会及び理事会は、合議機関ですので、本公募により専務理事候補者または常務理事候補者として採用されても、総会または理事会において専務理事または常務理事として選任されない場合があります。

3 職務内容

- (1) 専務理事は、当協会の定款に基づき、会長及び副会長を補佐するとともに、事業計画、予算執行等理事会の議決に従い業務を執行します。
- (2) 常務理事は、当協会の定款に基づき、専務理事を補佐するとともに、事業計画、予算執行等理事会の議決に従い業務を執行します。
- (3) 具体的には、専務理事及び常務理事は、当協会事業全般の企画・立案・運営、厚生労働省・経済産業省等関係省庁・関係業界団体等との折衝等を行います。

4 勤務条件

(1) 勤務時間

当協会の常勤役員については、勤務時間及び休暇に関する規程を定めていませんが、通常は月曜日から金曜日の 9 時から 17 時 30 分の勤務を原則とします。

(2) 報酬

当協会の規程による。

(3) 福利厚生

健康保険(東京薬業健康保険組合) 厚生年金 健康診断(人間ドック等年 1 回)

5 必要な資格・経験等

- (1) 専務理事及び常務理事は、当協会の事業全般を執行していただきますので、当協会事業の企画・立案、総務、財務・会計等について、適正かつ効率的に対応することができるマネジメント能力を有していること。
- (2) 厚生労働省・経済産業省等関係省庁・関係業界団体等との折衝等を適切に実施できる十分な能力と経験を有していること
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第65条第1項(役員の資格等)に該当しないこと。(参考参照)

6 任期(予定)

任期は、平成29年6月8日から就任後の第2回目の定期総会までの約2年間を予定しています。

7 応募方法

履歴書(市販の用紙で可)

写真(最近3か月以内に撮影したもの)を貼付、応募理由、学歴、職歴等の必要事項を詳細に記載の上、次の送付先へ簡易書留で郵送してください。

送付先

〒113-0034

東京都文京区湯島4-1-11 南山堂ビル5階

一般社団法人 日本ホームヘルス機器協会 事務局

8 応募期限

平成29年2月28日(火) 必着

9 選考方法

- (1) 第1次選考として履歴書による書類選考
- (2) 第2次選考として面接による試験

10 選考結果の通知

第1次の選考結果は、応募者全員に文書でお知らせいたします。

なお、第1次合格者には、第2次選考会の日時等につきましても併せてお知らせいたします。

11 その他

- (1) 応募書類は、合否に関わらず返却はいたしません。
- (2) 応募に係る費用は、全額応募者負担といたします。
- (3) ご提出いただいた応募書類に記載されている個人情報は、本公募のみに使用し、他の目的で使用することはありません。
- (4) 応募方法等に関する問い合わせは、電話でお受けいたします。
ただし、選考経過及び選考結果については、お答えできませんので、予めご了承ください。

(問合せ先)

電話 03-5805-6131

一般社団法人 日本ホームヘルス機器協会 事務局

[参考] 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号)

(役員の資格等)

第 65 条 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 法人
- 二 成年被後見人若しくは非保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 三 この法律若しくは会社法(平成 17 年法律第 86 号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成 12 年法律第 129 号)第 65 条、第 66 条、第 68 条若しくは第 69 条の罪、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 266 条、第 267 条、第 269 条から第 271 条まで若しくは第 273 条の罪若しくは破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処され、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)